

## 平成28年度 第5回福岡市屋台選定委員会 議事録

### 1 日時・場所

平成29年3月1日(水) 17:00~19:25  
福岡市役所15F 講堂

### 2 出席者

(委員) 村上委員長, 坂井副委員長, サーズ委員, 笹山委員, 田中委員,  
堤田委員, 南原委員, 藤本委員, 八尋委員

(事務局) 経済観光文化局 重光局長, 合野理事, 高島理事,  
横内国際経済・コンテンツ部長, 藤田総務部長,  
三笥にぎわい振興課長, 姉川プロモーション推進課長,  
倉光 MICE 推進課主査, 深澤にぎわい振興係長,  
東島

道路下水道局	井上路政課長
住宅都市局	中野みどり運営課長
保健福祉局	日高食品安全推進課長
博多区	薄維持管理課長
中央区	倉岡道路適正利用推進課長

### 3 議題

- (1) 会議の公開について(非公開)
- (2) 選定委員会委員による調査報告について
- (3) 福岡市屋台公募に係る不適切な行為の評価について(非公開)
- (4) 天神地区の公募に係る再検討について(非公開)
- (5) 情報公開について(非公開)
- (6) その他(議事なし)

### 4 議事

#### (1) 会議の公開について(非公開)

(委員長)

早速ですが, 式次第の1, 会議の公開について, 事務局からご説明お願いいたします。

(事務局)

議事の1, 会議の公開についてご説明いたします。資料の1をお願いいたします。資

料の1は、第1回屋台選定委員会の際の申し合わせ事項として添付しているものです。再確認になりますが、市の附属機関の会議につきましては、市情報公開条例第38条により、原則公開するものとなっておりますが、同条ただし書きに、「会議における審議内容が、非公開情報に該当する事項に関するもの、又は許可、認可等の審査に係るものであって、会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない」とあり、これに基づき、個人情報に関する事項、審査に関する事項、審査基準に関する事項、これについては非公開とする、というものです。

(委員長)

ありがとうございました。

本来、今回のようなケースは、個人情報がたくさん入っておりますし、委員の皆さん方の自由な発言を確保するというのであれば、全部非公開ということも考えるべきですが、やはり委員会の透明性も担保しないとイケないということで、公開できる部分については、公開していかないとイケないと思っております。

今回考えておりますのは、2の「選定委員会の委員による調査報告」、ここまです公開という形で進めさせていただければと考えていますが、それでよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(委員長)

それでは、2までを公開という形で進めさせていただきます。なお、前回、皆さん方に守秘義務の宣誓をしていただきましたが、委員会の中で知り得た情報、あるいは非公開と決定したものについては、守秘義務を守っていただくようによろしくお願いします。

また、今日、最後に情報の公開についてということで、ある程度の情報を出していこうという方針を持っております。それについて、詳細は後ほど議論してもらおうと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、議事2まで、報道関係者に入らせていただいでよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(事務局)

議事2につきましては、報道機関への公開としましたので、報道機関が入室するまでの間、しばらくお待ちください。

**【報道関係者入室】**

(2) 選定委員会委員による調査報告について

(事務局)

報道機関の皆さま、会議の公開につきましては、議事2「選定委員による調査報告」を公開といたしまして、議事3「福岡市屋台公募に係る不適切な行為の評価について」以降は、審議の都合上、非公開とされましたので、あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

それでは、委員長、審議をお願いいたします。

(委員長)

ヒアリングの報告をしてもらう前に、一点私の方から、報道の関係者及び委員の方にも確認ということでお話しさせていただきます。

一般の方から私の方にも色々質問がありまして、非常に混乱している状況があるということが段々、分かってまいりました。その一つは、名義貸し屋台の問題と、今回の新規募集が混同しているという現状です。今回の我々の委員会というのは、本来名義貸し屋台の問題が解決した後、ある程度の期間を置いて、新規で募集するという手はずだったと聞いております。その意味では、名義貸し屋台の問題とは別に、新規で多くの方を募集していくというのが今回の公募の趣旨です。改めて前回の記者会見でも話をしましたが、問題になっている案件は、すべて屋台基本条例や規則に詳細に書かれております。それに基づいて、我々は、市民から見てちゃんとしたルールで運営する方、それから、新しい屋台文化を広げていくというような志をもっている方、そういう方の募集をしていく方針でやってきたということを改めて確認をしていただきたいと思います。実際に公道を使つての営業の権利、許可を与えているのですから、やはりルールをしっかり守っていただくというのが第一だというのが、我々委員会の基本方針だとご理解いただければと思います。

もう一点は、今回3月31日をもって名義貸し屋台の方は権利を失います。そのまま、間を置いて募集をしてしまいますと、そういう方の営業にも影響があるだろうということで、4月1日からの開業という形をとりました。その結果、審査過程の時間が非常にタイトになってしまったというところがあります。その点で言いますと、応募資格の審査過程と、我々の採点とを並行して行っており、非常に時間に追われながらも、相当時間数をかけて議論をしてきました。後で、どれだけ慎重に議論をしているのかということも確認していただければと思います。

それではまず、議論をする前に先週の24日に副組合長から添削指導を受けたという4名の方から屋台公募に関する陳情書が出ております。それについて、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

2月24日に4名の方が選定委員会宛て、それから福岡市経済観光文化局宛てに、「自分たちは元組合長が関与していたことは知らなかった」、「是非このまま合格させて欲しい」という趣旨での陳情書を持ってこられました。内容につきましては、読み上げはい

たしませんが、そういう趣旨で陳情書を出されております。

(委員長)

はい。ありがとうございます。

私たちも陳情書の内容を、一応確認はしております。ただ、だからと言ってそのままというわけにもいかないと思っております。後で、調査の報告をした上で、慎重に対応していきたいと思っております。

それでは、前回の委員会で、委員会としてのヒアリング実施について了承いただき、2月18日にヒアリングを実施しております。どういう話があったのか、概要についてご説明をお願いします。

(委員)

選定委員3名で2月18日午前10時より、各自30分ずつ7名にヒアリングを実施いたしました。まず、元組合長、副組合長の両名に事実確認をいたしております。その後、指導を受けたとされる5名に関して、指導を受けるに至った経緯、指導内容、指導範囲等を質問し、回答を得ました。組合長から直接指導を受けたとされるお2人に関しては、ヒアリングに来られておりません。それから、副組合長から助言を受けた方は7名おられました。そのうち2人に関しては、ヒアリングに来られておりません。

まず、元組合長についてですが、「記載例は応募者の立場でどういうものなのか経験するために作成したものである。いわゆる模範解答を作ったという認識はない」とのことでした。それから指導したものは2名。その2名には、「聞かれたことに関して口頭で答えた」、「確認後、2人が書いたものを再確認して書き直させた部分がある」、「2人からは教えてくれるよう依頼があり、仕方なく指導した」ということを述べられております。最初は「選定委員なので難しい」ということで、元組合長も拒否していたと。しかし、「泣きつかれるような形でどうしてもということで指導に至った」というようなことを言われております。

組合の事務員には、「分からないことがあれば、副組合長に聞くように指示をした」ということを述べられております。「副組合長は、選定委員ではないので、不正ではないという認識で副組合長に聞くように指示をした」ということのようにです。この指導した2名が1次審査を通過し、2次審査では落選となりましたが、これに関しては「仕方がないと思った」と答えられております。

それから、記入例は、「副組合長に渡した」、「こんな感じではないかと軽い気持ちだった」と言われております。それと、元組合長としては「6人が合格を続けられることが一番だと思っている」ということを話されておりました。

次に副組合長について、ヒアリングを実施しました。副組合長については「組合長から自分でも回答を作っておくようにとの依頼があったので回答を作った」、「組合長からも組合長作成の記載例を渡された」ということのようにです。自分で作成したものと変わらないと思ったということです。「組合長の文字が非常に読みにくかったので、自分の

文字で書き直した」,「自分は選定委員ではないので,自分が見る分には問題がないだろうと思った」と言われております。それから組合長から『頼ってきた応募者はよろしく』と言われていたため,持ってきた人の分を見させてもらった」ということを言われております。

修正については,「本人たちが持ってきた下書きの法令部分だけ,誤字脱字を確認したのがメインで,本人が書いた文章は大きく変えなかった」,「時間がかかるので,口頭ではしていない」ということです。「赤ペンで書き加えた,提出した書類は見えていないので,修正が反映されたかどうか分からない」と答えております。それから,「軽い気持ちで書類を預かり,見てから赤を入れて返した。皆,同じやり方」ということで言われておまして,副組合長が関与した方,7名に関しては,すべてこういう形で書類を一旦預かり,見てから赤を入れてから返すというやり方をとられております。

それから,「元組合長は,関わってはいけないと聞いていたので,元組合長が作成した書類が手元にあってはいけないと思った」ということで,「元組合長に,元組合長の書かれた記載例は返した」と言われております。

作成した範囲ですが,「安全快適な公共空間の確保から危機管理の部分まで」,「魅力向上ある取組みの一部分については,それぞれ書き方が違ったので,基本的な部分だけを見て,人によっては,赤を入れて少し書き足したものもあったと思う」と言われております。最後に「皆,レベルの高い回答で迷惑かけて申し訳なく思う」と言われておりました。

次に実際に助言・指導を受けた方5名のヒアリングを行っております。まず,資料の1番の方ですが,「組合長からは『自分ができることは無いので,自分の力で良い提案をするように』と,はっきり言われた」ということです。応募書類は「自分がしてきたことや条例等を基に作成した」,「年に1回開催される屋台講習会の資料を引用するより,自分の感覚で書く方が適当と思い,自分で書いた」,「他の人が作成した資料をすり合わせると違うものが出てくるのが分かると思う」と大きな関与を否定されましたが,実際に魅力向上に向けた取組みの考えの4~5行目が似ている,という形で指摘したところ,「言われればそうだろう」,「絶対,自分の考えで書いたと思うけれど,そういったことが影響して,書き直したということの可能性を否定はできない」と言われております。「不正したという感覚は全くないので,一生懸命しているのに問題となり苦しい」,「今の状況に市民が納得しない。もし再公募されるなら,逆に応募したいというのが本音」,「安易に続けても辞めても不正した屋台と思われる」ということを言われております。

2の屋台についてですが,「組合の事務員から,副組合長が書類を持ってこいと言っている,と言われた。何日までに持って来たら見ると言われ,通常組合に書類を提出する感覚で提出した」,「チェックしてもらおうという意識は無く,出してと言われたから出した」,「副組合長からお前は受かるとだけ言われ,漢字の間違いだけを指摘された」,

「書類に納得がいかず、また、内容が他の応募者に知られたら嫌なので、更に自分で書き直した」と言われています。

この方に関しては、相当、自分でもリバイスをされていて、直されたものを更に直されておりますので、一致点は少ない方です。「PRなどの部分にもすごく力を使ったため、どうしてルールや衛生面で揉めているのか正直分からない」、「ネットや本などで調べれば分かる程度で、得点できる部分ではないか」と言われております。

3の屋台ですが、「組合から、書類の内容や書き方が分からない場合は、組合長は委員長なので関わることはできないため、副組合長の所で説明を受けるように言われた」、「日頃行っていることをそのまま書類に書いている」、「調理免許を持っており、教科書や講習会の資料、ネットなどを参考に記載した」、「作成したら、副組合長に見せるように言われ、記載した内容が他の応募者に漏れてしまうのではないかとためらいもあったが、自分の文章力に不安があり、周囲に相談できる人もいなかったため、一応、提出した」と述べられております。それから、漢字の修正やアナフィラキシーショック、コンビニのトイレを利用させてもらう点については、添削を受けたと言っております。「よく覚えていないが」ということも付け加えられて、アナフィラキシーショックについては、「添削通りに修正したと思う」、トイレについては「元々、自分でも同じような内容を書いていたが、より分かりやすくするため、添削に従った部分があると思う」と答えられております。それと、元組合長と副組合長が繋がっていた、書類のやり取りがあったということについて、「ネットで初めて知った。騙されたという感じがする」と言われております。再公募となった場合は、「もちろんやりたい気持ちはあるので、もう一度、応募するかもしれないが、裏切られたことのショックがある」と言われております。

4番目の方ですが、「自分は雇われて、非組合員のため、組合からの連絡等は無かった」ということです。「副組合長から書類を持ってくるようにとは言われていない。ただ、近所の屋台から副組合長が見てくれるらしいということを知り、見てもらえるならば、と思い自分で作成した書類を渡した」、「二日後ぐらいに戻ってきて、衛生や危機管理の部分しか見ていないような言い方だったが、赤ペンで言葉を付けたされていた」と言われています。それから、情報をどうして得たかということに関しては、「大将について行って講習会に参加することがあるため、貰った資料を読み直して資料を作成した。他にも法令を見たりネットで調べたりして書類を作成した」、「アレルギーの部分について、赤ペンで修正されていた。結構、赤ペンが入っていたと思うが、魅力などの部分については、自分で調べて書いたもので、そのままの表現だと思う」と言われております。

それから、副組合長から添削を受けた箇所について、「よく覚えていないが、内容が同じでも分かり易いなどを考えて、添削通りに修正した箇所があるかもしれない」、「副組合長からの添削を受けて修正したのか、自分で調べて記載したのか、たまたま明示した表現になったのかはよく覚えていない」、「自分が書いた箇所と副組合長の表現と比べ

て内容は似ているけれどもどっちがいいかと考えて、副組合長の表現を採用して同じような表現になったのだと思う」、また組合長に関しては「選定委員としてよりも、組合長としての立場が先に出てしまったのではないかと思う」と言われております。

最後に5番目の方ですが、「副組合長の屋台が近くにあるため、普段から相談している」、「公募資料を貰った時に全く分からなかったため、副組合長に相談したところ、内容が分かったら一緒に考えてみるねと言われた」、「自分で書類を作成した後、副組合長に直接手渡したところ、翌日戻ってきて、『結構書けているよ』と言われ、お客さんをお客様に修正するような添削があった。自分でも修正した方が良くと考え、修正した」とのことで、この方も講習会に参加しておられまして、「そこで貰った資料などを利用して書類を作成した」、「条例や規則から抜き出しただけのところもある」と言われております。収支計画書や図面については「何も言われていない」、「内容的には、ほとんど変わっていないため、このような事態になるならば、副組合長に提出しなければ良かったと思う」と言われております。

5人のヒアリングについて、共通することを挙げると、全く不正の認識は無くして副組合長に相談に行っていること、組合長と副組合長が情報のやりとりをしているとは全く思っていなかったということです。それと法令のところなので、ある意味同じ資料、条例や規則を見て書けば似てくると言われていること、副組合長は、法令に関することのみ添削しているということ、それから、金銭、金品の授受は、全くなかったと言われております。また、皆さん再公募への意欲が非常に強いというのが、5人を通してのヒアリングの結果だだと思っております。

(委員長)

はい。ありがとうございます。それでは、委員の先生からご質問があれば、お受けしたと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

確認したいのですが、1から5番目の方がおられますが、講習会に参加された方は、どなたですか。

(委員)

ほとんどの方が参加されていると思います。屋台営業者ですので。

(委員)

1から5まで全員参加されているということでいいですか。

(委員)

はい、そうですね。非組合員の方も大将について行って講習会に参加したと言われておりますので、講習会に参加したと認識しております。

(委員)

ヒアリングをされ、資料をまとめていただいて本当にお疲れ様です。表の欄外に米印が2つありまして、ここの表記だと副組合長から添削・指導を受けた7名のうち2名、

それから、組合長から添削・指導を受けた2名の合計4名の方がヒアリングを応じられていないとありますが、例えば、そもそも拒否をされているとか、あるいは、日程が合わなかったとか、理由についてお分かりになれる範囲で教えていただければ。

(委員長)

組合長から直接添削・指導を受けた2名の方は、ある意味、拒否をしている状況です。ただし、こちらから連絡をした際に、一応自分が頼んだということは、説明があったと聞いております。それについては、後で詳しくご説明したいと思います。

それから、副組合長から添削・指導を受けた2名のうち1名は、もう廃業する予定で、再募集があったとしても自分は応募しないので辞退したい、という趣旨です。もう1名については、拒否をされているということです。

他に質問がないようであれば、概要の事実確認を終了しますので、ここからは、非公開という形で進めさせていただきたいと思います。この後の議論につきましては、記者会見でご紹介したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

報道各社の皆さま、ここまでのご清聴ありがとうございます。ここからは、非公開となりますので、ご退出をお願いいたします。

### 【報道関係者退出】

### (3) 福岡市屋台公募に係る不適切な行為の評価について（非公開）

(委員長)

それでは、審議に入りたいと思います。

その前に前回の結論に関わる部分で確認したいと思います。前回、4つの考え方が示された訳ですが、議論した中で、ある意味共通の部分があったと思います。1つは、今回の解決策を考える際に、市民から見てもある程度納得できるものでないとダメであろうという考え方があったかと思います。それから、2つ目は、今回の問題は、商業地域エリア、天神地区の問題で、観光スポットエリアの問題ではなく、商業地域エリアに限定して検討するという点。3つ目は、案を考える際に市税を有効に使う、ある意味でリスクをなるべく小さい方向で案を考えてはどうかと。こういう点については、共通理解ができていると思っています。それからもう一点、共通に言えることは、再募集をするにしてもその範囲を今回応募した人に限定して行う、こういう点については了解がとれていると判断しております。

今日の大事なポイントは、まず第1は、元組合長から直接指導を受けた2名について、どういう対応をするかという点。それから、先程ヒアリング調査について説明がありま



したが、6名に対してどういう対処をするのかということ、今日は決めていくことになるかと思えます。その上で、問題になっていない9名について、どういう対応をするのか、これが3番目の問題になると思えます。その結論を得た上で、再募集なり再選考するとすれば、どういうやり方を検討したらよいか。それから、場所決めをどういうふうに進めたら良いのか。この5点について、まず審議してまいります。

最初の案件ですが、元組合長から直接指導を受けた2名についての事実関係、あるいは最終的な結論を審議したいと思えます。追加でご説明があればお願いいたします。

(委員)

まず、元組合長から直接、添削指導を受けた2名に関してですが、事実関係として、この2名は、屋台公募に関して組合長から指導を受けたことを既に認めているということ、元組合長は、両名に営業計画書の添削や助言を行ったと証言している。受けた方も指導した方もどちらも証言されています。もう1つは、元組合長が営業計画書の一部について作成した記載例と、両名が作成した営業計画書の該当部分は、内容や表現が同一、または類似の箇所が非常に多いという確認ができるかと思えます。それを踏まえ、事実認定した時にやはり両名は、本件屋台公募について、選定委員であった元組合長と不正に接触したと認められるのではないかと思います。そう考えた上で、対応を検討する必要があるかと思えます。

(委員長)

はい。先程、面談に来られなかったと話しましたが、お1人の方からは、「自分の方から泣きついて何とかしてくれと頼んだので、組合長が仕方ないということでやってしまった。自分の方が悪い」という連絡があったと聞いております。もう1名の方は、「組合長が言っている通りです」ということで、組合長が言った内容は、「2人を指導した」ということであり、接触条項に違反するということになります。これは失格扱いにしないといけないと今のところ判断しています。失格という扱いで進めていかを皆さん方に検討してもらいたいと思えます。いかがでしょうか。

(委員)

失格でいいと思えますが、できればお2人の方から辞退してもらうなどの方が傷つかなくていいのではないかと思います。

(委員長)

応募要項の中に接触条項について「してはならない、その場合は失格」と記載されています。その文言に基づいて、我々は判断しておりまして、失格をどこまでの範囲かということも議論があると思えますが、次回新たに募集する際には、応募できる状態にしてもいいのではないかという認識はしております。今回の再募集の際は、失格扱いで募集できない形で進めるという考え方です。よろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(委員長)

それでは、この2名については、失格扱いで進めさせていただきます。

次に実際に指導を受けた6名、先程の説明の中では1名がヒアリングを拒否されていて、5名についてはしっかり内容を聞いたということだと思います。その点について、さらに追加があれば。

(委員)

はい。副組合長から添削指導を受けた6名に関しまして、まず、事実関係として、6名の証言を考えた時に、5名は本件に応募して副組合長から指導を受けたことを認めています。その指導が元組合長からの依頼に基づくものとは知らなかったと証言されております。副組合長は、組合長から渡された記載例を基に自ら記載例を作成したが、その内容はほぼ同一でありました。副組合長が指導に使用した記載例と6名が作成した営業計画書の該当部分は、個人差はありますが、内容や表現が同一または類似の箇所が見受けられました。

選定結果についてですが、副組合長から指導を受けた6名はすべて最終合格しております。6名の1次審査の結果は、2位、4位、7位、8位、9位、11位であること。それから、1次審査の項目のうち、副組合長が作成した記載例、30点分のみですが、点数で見ると、1位、2位、4位、7位、8位、9位ということになっております。6名の平均点は26.2点であります。同等の知識・経験を有する他の屋台営業者の平均点は、23.8点ということで、その差2.4点ということになります。これを考えてどう認定するかということですが、5名は、副組合長からの指導を受けているが、元組合長の関与は知らなかったということ。1名は事情聴取を拒否されておりますので、確認はできていないですが、それと、元組合長が記載例を作成した当時、選定委員会委員として職務上知りえることができた秘密というのは、第1回屋台選定委員会で配布された資料のうち非公開のもの、及び第1回屋台選定委員会における議論内容のみであり、限定的であったこと。また、組合長は実際の採点には、加わっておりませんし、元組合長の発言によって、採点等の修正をしております。しかし、副組合長の記載例と類似部分が少ない者も副組合長の添削後の内容を更に見直しているなど、6名の得点の結果に副組合長の記載例の効果が無かったとは断言できないのではないか、また、組合長からの情報によって、副組合長の指導を受けた影響がなかったとは、断言できないのではないかと思っております。

関連する箇所は法令遵守の30点分のみですが、6名が副組合長から指導を受けた30点分の点数は高く、1点未満の差で順位が入れ変わる今回の審査においては、合格や順位に大きく寄与しているということで、副組合長の指導により審査結果に影響がなかったとは言いきれないのではないかということが、事実認定としてはあるかと思っております。

(委員長)

以上のご説明ですが、2番の方は、実際に提出された資料と、自分が書き直したパー

ジョンを全て持っておられて、どう変わったかということを見せていただきました。それを見る限り誤字を直しているだけという印象は非常に強いですが、指導が全くなければ、そのまま出したかもしれない、でもその後、内容を書き換えたというのは、実際にPR部分については工夫されておりますが、ネットで色々調べれば、30点部分についてはある程度書けるという認識をされていまして、それでなおかつ直されたということを考えれば、全く影響がないと言い切れないというのが、ヒアリングしたメンバーの見方であろうかと思えます。市民目線から考えた時に記者会見などで話をする際もそうですが、問題なしと言い切れるためには、それなりの根拠がないとなかなか言い切れないと思っております。その意味で、前回のご意見の中には、合格のままでいいのではないかという意見もございまして、情状酌量に値するような内容ではないかという印象を持たれた部分と、もう1つは、再度試験をしても同じ結果になるのではということ、このままでいいのではないかというご意見だったと思っておりますが、その意味で言いますと、合格のままでいいと明確に答えられる十分なものを、我々は持っていないという判断を今のところさせていただいています。しかし、委員の皆さんの方からこう考えた方がいいのではないかというご意見がありましたら賜りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(委員)

ヒアリングの確認をさせていただきたいのですが、もう1回試験を受けてもいいとおっしゃったことですが、この5人の内、何人の方がおっしゃったのか。

(委員)

ほぼ全員がもう一回、やっても受けますと言われて、強い意志を感じました。

(委員)

はい。分かりました。

(委員長)

一番、はっきり言われた方は、今回、もしも再募集になると激戦になると思う。だから、今以上に勉強すると言っておられました。私たちは、批判されるだろうと思って質問しましたが、逆に「チャレンジします」と言う方が非常に多くて、それならば、再チャレンジも可能性はあるのかなという印象をもって、報告できると思っていたところです。

(委員)

今、委員長がおっしゃられました、ここまで、市民の皆さんにいろんなご心配をおかけしておりますが、6名の方も再募集でももう一回、チャレンジするお気持ちもおありですし、このまま何もなくてそのままという、ご自分たちは、ちゃんとやっているという思いはあるでしょうが、それでも、やはり何か不正があったかのように思われて、4月から始めるというのは、非常に不本意でもあるかと思っておりますので、私は何らかの形で再公募というのが一番、説明がつくやり方なのかと思っております。

(委員長)

1 番の方が明確に言われたのが、「このまま残ったとしても不正をした屋台だと、ずっと白い眼で見られてしまう、それは自分としても避けたい。それならば、再チャレンジします」と明確に言われておりました。私たちも完全に問題なしと言い切れない限りは、やはりそのままというのは、難しいと判断しております。その意味では、再募集、一旦合格を取り消してもう 1 度、募集をする場を与えるという方向で進めてはどうかと考えているところですが、いかがでしょうか。

(委員)

確認だけいいですか。

対応のところで、合格のままとする、合格を取り消す、失格とする、とありますが、それで、合格を取り消すと失格とするは、どういう違いがありますか。

(委員長)

失格になってしまいますと再募集にチャレンジできません。

今回の場合は、限りなく白ですが、真っ白とは言えないというところがあって、その部分でいくと失格とするのはやり過ぎかなということで、その真ん中の合格を取り消す。いわゆる、不合格にして、再チャレンジできるチャンスを与える。この辺が、一番妥当かなという判断をしているところです。

(委員)

いいですか。

ヒアリング調査した時、この 5 人の人たちは、本当にやる気満々という感じがして、「やり直していいですよ」と言われて、自信があるように私は受けました。このまま通してしまうと、この人たちも白い目で見られるということもあるだろうから、やっぱり何とかしないといけないのではないかと思います。

面接した人は、みんなやる気が十分ありますし、私は、やり直しをしても同じ結果になる可能性も高いのではないかと思います。そのところを皆さんの意見を聞きたいと思う。

(委員)

意気込みも相当なものがありますし、私、前回、再計算を行うという話も出していましたが、点数を見たら、1 点、2 点の差なので、どういう再計算にするか非常に難しいと思います。それなら、一度公募しなおすというやり方がいいのかなと思いました。

(委員長)

私たちもヒアリングをしたときに、あそこまで頑張るといふ反応があるとは思っていませんでした。屋台をやりたいという思いがすごく前面に出ていたと感じました。それであれば、一旦合格を取り消すけれども、再チャレンジしても頑張っていただけと判断したというのが現状です。

もう 1 点、事務局と我々のヒアリングで若干、違った点がありました。前回の資料でいいますと、口頭で指導を受けたという方が 3 名いましたが、我々のヒアリングでは、全て預かって添削をして返したと、その時に口頭で説明をしているというパターンが全

てでしたので、特に2番の方はチェックをしてもらおうと思っていなかったところにもっと悲惨さがあるかなと思いました。つまり、「書類を出すために、組合の印鑑か何かがいいると思った。だから、持って行った」、「チェックが入るとは思ってなかった」と。この方にとってみると、こういうことが起こったことについては、本当に残念だと思われると思います。だから、この方は「頑張るけれども悔しい」という思いをぶつけられていたというところがあります。

(委員)

組合の人も関わっている。だからなぜ、組合の人を選定委員会委員に入れたのか。それが私は不思議でならない。結局、組合の人が入っていなかったら、組合費を払っている人が聞いてくれば、教えてあげることはいくらでもできますよね。何の問題もないですよ。委員の中に入っているからおかしくなるだけで。

(委員長)

次回以降、委員決めに検討していただくということで、申し送りしています。

(委員)

皆さんにお聞きになって採決されたらどうですか。

(委員長)

そうですね。皆さんお一人ずつお聞きしたいと思います。

(委員)

委員長が詳しく経緯をお話しされた。それでもなお、やはり若干の疑念が残る。皆さん素晴らしい気持ちで応募された方ばかりで、多々感じるころはあったけれども、疑念が残るという気持ちがおありになるのであれば、私ももう一度、チャレンジをしてみよう方が分かり易い。

戦後の屋台の歴史をまとめていたところですが、振り返って読ませてもらうと、やっぱり屋台は庶民の食文化、街角の文化だと、国も県も市も当時、温情ある、良いか悪いかは抜きにして、幅を持った判断をしています。この委員会に入って、あまり行かなかった屋台に行くようになり、お客さんたちと話しましたが、いい空気だった。屋台のファンになりつつあります。

委員長がおっしゃったような疑念があるのなら、一番分かり易い方法を使うということだろう。どちらにとっても思いを残さないやり方を選択すべきだと思います。

(委員長)

合格を取り消して再チャレンジさせるということによろしいでしょうか。

(委員)

そうですね。

(委員)

合格を取り消すべきだと思います。

(委員)

私は、6名合格を取り消して再公募という形でよいです。

(委員)

資料に事情聴取を受けていない1名についても検討するとありますが、それはあわせてではなく、それは別で判断するということですか。

(委員長)

1名の方については、もしも再募集に応募する場合には、必ずヒアリングに応じていただく、事実確認をちゃんとした上で、やるということを検討しております。このまま、何もなく再募集に応募するという事は、無理だろうと今のところ判断しています。

(委員)

そういうことを前提としたうえで、更にどうするかということでもいいですか。

(委員長)

はい。

(委員)

合格を取り消すで。

(委員)

そういう意見であれば、ベストだと思います。また、やり直してもらえれば良いと思います。

(委員)

私も公募をやり直すべきだと思います。しかし、これからすべて新しく決めた後、市民の信頼をもう一回回復するために、例えば4月1日から新しい屋台の営業が始まったら、新しいところのチェックをして、報告をオープンに公開した方が良いと思う。そうすると市民の信頼が戻ってくるかと思っています。

(委員)

私も合格を取り消すということによろしいかと思っています。

(委員)

私も合格を取り消すで。

(委員長)

それでは、6名については、一旦合格を取り消して再チャレンジの場を設けるということで進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

#### (4) 天神地区の公募に係る再検討について（非公開）

(委員長)

次は、議事の4になります。天神地区の公募に関わる再検討ということでお話しを進めさせていただきます。6名について再チャレンジということになりますので、6枠について、まず、どういう形で再募集の形をとるかということを検討しなければならない

と思います。

まず、先程の話の中で出てきたことを確認しますと、組合長、特に副組合長が指導したのは、いわゆるルールに関する部分の30点について添削等の指導をしたということ、その部分について何らかの方法を考えて、再募集を行うべきではなかろうかと、考えているところです。というのは、先程もお話ししましたが、屋台基本条例施行規則の19条に、関係法令等を遵守し、安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生を確保する具体的な取組が示されていること、市民や地域住民及び観光客に親しまれ、観光資源としての福岡市を広報することができる屋台を目指し、従来の福岡らしい屋台文化を守るとともに、新たな魅力を創出するための創意工夫が見られること、地域の清掃活動に参加する等地域貢献に向けた具体的な取組が示されていること、まちににぎわいや人々の交流の場を創出し、まちの魅力を高めようとする意欲が感じられること、という4つの項目が挙がっておりまして、もう1回、全てやり直すとなりますと相当時間がかかってしまうと推測できる訳です。

それで今のところ、最初に確認させてもらいましたが、今回応募した人を対象に再募集を行う、それ以外の方は対象にしないということで、再選考という形になるとイメージしております。その中でチェックをしていく場合、特にルールに関するところは、条例をちゃんと知っておいていただかないと実際に市民に非常に迷惑をかける内容だと思いますし、ある程度、客観性が高いものが多い部分については、試験の形で実行させていただいて、魅力づくりとか、その他の部分については、副組合長との影響が全くないと判断できますので、今提出されているものを有効に活用する形で審査する方向はどうかと、皆さんにお諮りしたいと思っています。そういうことを念頭に、議論いただければと思います。

考えられるものを色々と皆さんにまず提示したいと思って、資料を準備しました。これを見ていただく前にもう1点確認してもらいたい点が、問題のない9名に対してどういう対応をするかということ、先に皆さま方のご意見をお聞きしたいと思っています。この案で申し上げますと、案1、この場合は、既に合格になって問題のない方は、こういう問題があったので、準備作業をストップされていると聞いております。そういう方々に対して、もう1回、全て白紙に戻して、再選考を受けてくれと言えるかどうか。その辺について、委員の皆さま方にお1人ずつ、確認したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(委員)

問題のない9名に関しては、基本合格とするということで考えてはどうかと思います。副組合長の関与も無かったということですので、9名に関しては合格とする。ただ、順位づけをどうするかという問題が多分出てくると思いますので、再度、議論をする必要があると思います。

(委員)

例えば、免許の期間を1年とか2年とか、先ほどモニタリングをすべきだというご意見がありましたが、私も分かり易いと思っております、もう1つは、一定の期間、仮免許を与え、しっかり見るべき立場から見ていただいて、胸を張って頑張ってもらえるようにしたら良いかと思えます。

(委員長)

はい。今、仮免許という形で言われましたが、今回合格にする方は、3年間営業する権利があつて、3年終わって再申請したときに、駄目だとなったら営業できなくなります。

今回の場合は、9名については、このままさせていくということによろしいですか。

(委員)

はい。

(委員)

私もそれで結構だと思うのですが、なかなか、いろんな方たちの批判は出るとは思いますが。でも、それでないと9名の方は、納得しないでしょうね。

(委員)

私も9名の方については合格で、6名の方の分を再公募するというので、後場所については後程ということ。

(委員)

私は、前回の会議で、15名の枠で再選考を推した1人なので、事務局を含めて状況を教えていただきたいのが、こういう問題が発生して以来、合格者9名の方々に対して、アプローチをされたことがあるのか。あるいは、問い合わせがあつたのか。

(事務局)

今回、こういうことがありましたので、合格者の皆さん、かなりご心配されています。観光スポットエリアの方は、自分たちは関係ないとなりますが、商業地域エリアの方は、同じ合格者の中にそういう方がいらつしたということで、ご説明をしたら、ご納得いただける部分がありまして、選定委員会の結果をお待ちします、ということで、対応していただいているところでございます。

(委員)

そういうご回答であれば、9名の方々も基本的には、選定委員会の決定が出て、何らかの対処をします。仮にですが、公募という話になった時にまた応募されるということですか。

一番市民の理解を得られやすい15名の枠をといるところですが、その9名の方々がどう思われるか、例えば15名の枠を再選考した時に、9名がどういう対応をとられるのかということが若干懸念される。

(委員長)

そうですね。その通りだと思います。既に道具とかを買われている状況です。全く買



っていないのであれば、まだ判断の余地があると思うのですが、投資をされていて、それをご破算にするというのは、非常にリスクが高いと思っています。

(委員)

そういう意味でいうと9名の方々は、今回の選考の対象としては含まないという考えでよろしいかと思えます。

(委員長)

このまま進めていくということで。

(委員)

私は、9名については合格でいいのですが、この人たちが6名について、何か言う時、説明がちゃんとできるのかと。何をしても不平不満を言うてくるのではなからうかとそれを心配している。

(委員長)

その部分は、場所決めで出てくると思いますので、後で議論させていただきたいと思えます。まず、9名について決めたいと思えます。

(委員)

9名については、このままで良い。

(委員)

結論としては、9名が合格となりますが、15名でやり直しても、恐らく9名が上に上がると思う。市民のためには、全員でやり直すのがベストですが、やり直すと時間がかかります。やり方次第だと思いますが。例えば、5月1日からスタートできるとか。4月1日からはないですね。

(委員長)

4案や3案を採用しない限りは、4月1日からの営業は非常に難しいかもしれないという判断をしています。我々も観光スポットエリアは、4月1日営業開始ですので、なるべく時間をおかないで、営業できる体制を作ってほしいと思っていますが、そう考えた時には、この15名やり直しというのもどういう形でやるかによって違いますが、1からとなりますと、当初の公募は9月半ばに募集開始しまして、決定が12月で、3か月ぐらいはかかっている。それも審査の過程が非常に短い期間でしたので、そのリスクを回避するともっと長くなると思えます。そうすると、夏を越えてという状況になると思えますし、既に道具とか買っている方が必ずしも通るとは限らないですし、ずっと営業できる権利であれば別ですが、一応3年という中でどこまで自分がチャレンジできるか、もし失敗すれば、そこでやめられる訳です。場合によれば、多くの方がこれは難しい、辞退したいという形になれば、再募集期間も短くなる可能性もあります。そういうことを想定したときに、今ほとにかく早く実行できるような場面を実現させてあげた方が、成果が高いのではないのかというイメージもあります。

(委員)

私も 15 名の取り消しではなくて、9 名についての合格は維持という方向でよろしいかと思いますが、仮に 15 人やり直しを選択した場合、添削指導を受けていない人、何の落ち度もない人が、もう 1 回試験を受けるということは、リスクがある訳で、リスクを背負わせる訳にはいかないと思います。

(委員長)

皆さんのご意見は、大体共通に認識できたかと思っています。その意味では、今、お配りしました資料の案 1 それから案 4 が消えます。それから、案 3 ですが、先程、ご説明がありましたようにどこまでの影響があったかというのを確定するのは、非常に難しいし、かつ、1 点、2 点で順番がゴロゴロ変わってしまう状況ですので、また、そこだけを変えたからと言っても市民からどういうことをしたのかと透明性を問われますので、やはり、何らかの客観的なやり方の方がいいのではないかということを想定しますと、3 案も候補としては挙がってこないのではないかと考えております。

そうなりますと、案の 2 を見ていただきますと 2 の 1、2 の 2、2 の 3、2 の 4 というのが出てまいります。ここについて、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、2 の 4 というのは、今の 9 名は、今決められた場所でやってください。そして、今回対象になっている 6 枠について、今回合格を取り消す 6 名と失格者を除いた不合格者を対象に再選考を行う、こういう案が 2 の 4 です。

2 の 3 という案ですが、これは一旦、6 名の合格を取り消した上で、合格者が 9 名ですから、その 9 名が順に場所を選んでいく。残った場所について、6 枠を巡って競争をしていただく、というのが 2 の 3 の案です。ただ、2 の 3 では、不合格にした場合に本人に過失があったり、何か大きな問題があったりという場合とは今回かなり違ってまして、本人たちは、全くそういう意識はない中で、状況が作られて行動してしまったということなので、限りなく白であるが全く白では無いということもあり、問題のない合格者 9 名を上位に繰り上げをすると、今自分が持っていた場所にもう 1 回、挑戦できるという気持ちでチャレンジしたところ、その場所はもう無いよと言っていいのかどうか。そういうところが 2 の 3 の案には、問題としてあるかと思います。ただ、非常に合理的な考え方であると思います。

それから、2 の 1 と 2 の 2 を見てください。2 の 1 は、6 名の枠を巡って、まず 6 名と不合格者が競争して決めます。そして、問題のない合格者が再選考を希望する場合は、再選考を希望した方と 6 名の点数を比較して順位を決めて、場所を決める。合格は、そのままという形です。2 の 1 は場所を保障しておりません。今より悪くなるかもしれないし、良くなるかも分からない。ところが、2 の 2 の方は、今の場所は保障します。点数次第で良ければ、良い場所が変われます。そういう案です。

現在のところ、考えられるのは、これぐらいだろうと考えていますが、先程もお話ししましたようにこの 30 点部分というのは、客観度が非常に高いもの、あるいは、今回、問題になっているのも客観性がどれだけあるのかと言われておりますので、できれば、こ

れについては30点分のテストという形で実施してはどうかと思っております。それは、次回以降の募集の仕方としても、妥当な方法だろうということで試験的な試みとして今回導入してみてもどうかと考えています。そこをあわせて皆さん方のご意見をお伺いしたいと思っております。

6名については合格を取り消す。それから9名については合格のままにする。それから、再選考をする場合、30点部分については、テストに置き換えて、そこで獲得した点数と、その他の部分の現在の点数を合算して最終評価にする。ここまで今確認できればと思います。その上で、問題のない9名について、場所決めでどのように進めれば1番納得度があるかなということで、今皆さん方にお諮りをした2の1、2の2、2の3、2の4という案が出てきております。2の1の場合、既に良い場所を取っている方もいらっしゃいます。恐らく、その方は、再チャレンジをされない可能性が高いと思います。そうじゃなくて、順位の低い方は、再チャレンジをしたいというのが、1でも2でも出てくる可能性があると思うんですが、1の場合には、今の場所が保障されていませんので、もっとチャレンジしなければいけないと思えば頑張るというような形になるところが若干違っていることを、もう一度確認していただきたいと思います。もし、今の説明で分からないという点がありましたら、ご質問していただければ助かります。

(委員)

ご説明ありがとうございました。委員長のご説明で私は大分理解できたと思っております。2の1なんですが、2の1と2の2の違いというのが、要は再選考を希望した場合は、いわゆる結果を受け入れるか、今まで通りの順位を選ぶかということ。

(委員長)

2の2がそうです。

(委員)

再選考の結果が出て、上の方に出ればそれを選ぶし、下の方だと現状維持だということになりますね。2の1の方が再選考結果を希望した場合、この9名の方は、落ちる可能性があるのですか。

(委員長)

ありません。6名の枠でまず再選考をやります。6名が決まります。決まった6名と9名のうち試験を受けた方で再評価します。そして順位を決めます。そうすると、今自分が持っている場所を一旦切り離していますので、その場所になる可能性もありますし、もっと低い場所になる可能性もあれば、高い場所になる可能性もある。合格は変わらない。そういう案です。

(委員)

なるほど。2の方が、セーフティーネットとして手厚い。

(委員長)

はい。

(委員)

分かりました。それとですね。30点分の試験を課しますといった時に、試験が終わった後の手続きは、どうなりますか。これ一発で決めるんですか。

(委員長)

いや。一発ではなくて、試験で点数を付け、それで順位付けをして、順位が高いもので、例えば、不合格であって面接をしていなかった方がいる。そういう方については、面接をして、最終結果、こういう状況ですということを委員会にかけて皆さんにお諮りするということです。

(委員)

つまり、今まで面接を受けた方の場合だったら、今までの面接の点数を採用し、面接されていない方があがってきた場合は、面接をした上で、並べ直すということですね。

(委員長)

はい。それであれば、時間短縮ができるだろうということです。たぶん、1回やっても2回やってもそんなに面接は変わらないかなという印象があります。

(委員)

面接を受けていない人があがってきた場合のことを考えたところです。

(委員長)

それは、必ず、面接をします。

(委員)

分かりました。

(委員長)

というところで、これ以外にも案があるかもしれないですが、私たちの方で色々と考えたらこの範囲かなということですが、ここでリスクをなるべく少なくした方が良いということもありまして、市役所の顧問弁護士にそのリスクについての検討をお願いしております。その結果を事務局からご報告いただいていた方がいいですか。

(事務局)

事務局からご説明いたします。大きく二つの見解をいただいております。まず、1つ目が、今回の問題に関係のない合格者9名についてですが、これらの方々は、今回の公募に関しまして、全く落ち度がないということで、現在の地位を得ております。現在の状況に比べて不利益になる取扱いをすることは、不当であるというご見解でございました。それから、2つ目は、現行の結果を維持することについてです。副組合長の指導を受けて合格した6名につきましては、元組合長の関与を知らなかったとしても、他の応募者と比較して、結果的には優位性があるということを判断せざるをえず、客観的に不正があったと認められる状態をこのまま維持することは、もし不正がなければ、合格したかもしれなかった人の不利益が維持されることとなりますので、問題が極めて大きいのではないかとのご見解でございました。以上です。

(委員長)

はい。ありがとうございます。それでは皆さまに判断をお願いしたいと思いますが、今出てきている2のバリエーションの案というのは、その意味では、リスク的な問題も少ないだろうということです。私も今回、ヒアリングをする際に一番、念頭においたのが、本人たちのやる気がどういう状況なのかということ。実際にクレームが出にくいというのは、落ちた方も、あるいは合格した方も、あるいは今回合格を取り消される方もチャレンジしたいと思う仕組みにしないと、必ず不満が出てくるだろう。そこをなんとか3つのグループの方がチャレンジしてみたいというような内容にした方がいいのではないかという思いがあります。検討している中で、2の1、2、3、4というような案が出てきました。ここで決定するのは難しいと思いますが、今のところ、2の4、現行通り6名の今あるところが空いてそこだけ決定するというのは、合格した人の、もう一回チャレンジできたらもっといい場所に行けるかもしれないという思いを潰してしまいます。その意味では、2の4というのはそういう方にとってはマイナスな部分があるだろうと。それから、2の3については、今度は6名の合格を取り消す方のやる気を削ぐ可能性も高い。そうすると、合格している方、あるいは今回合格を取り消される方、あるいはもうすでに不合格になっている方が、それぞれチャレンジできるというものを考えると、2の1あるいは2の2という案に収れんしてくるのではないかと考えております。

ただ、先程説明がありましたように、2の1と2の2というのは、2の2の方が9名について非常にセーフティーネットをかけているので、そこまでかけた方がいいかどうか、その議論になるかと思っているのですが、その辺を委員の方に発言していただきたいと思うのですが。

(委員)

難しいですが、2の1になると、今の場所を保障しないので、たぶん、9名の方はなかなか受けにくい可能性はあると思います。2の2に関して、今の場所は保障された上で、上にあがる可能性があるので、9名の方は受けやすいと思うんですね。どっちがいいのかは、迷う点なのですが、チャレンジしたいという人がチャレンジできる2の1がもしかしたらいいかと思えます。

(委員長)

はい。ありがとうございます。確かに難しいですね。

(委員)

9名の気持ちをおさめるには、2の2ですかね。

(委員)

私も2の2じゃないかなと思うんですよ。9名の方たちが納得されるのかなと。俺たちは、正式に受かっていると言う可能性が高いんですよ。だとしたら、うまく試験に持っていかないといけないので、そうなった時には、2の2の方が色んな部分で進めや

すくなるんじゃないかなという気がします。

(委員)

私も非常に悩ましいんですが、2の2の方が一番いいかなと思います。

(委員)

2の2でいいです。

(委員)

2の2でいいです。

(委員)

2の2で。

(委員)

同じです。

(委員)

私も迷うところがあって、申し訳ない。9名については、確かにこちらの方がチャレンジしやすいと思うので、私も2の2で大丈夫です。

(委員長)

委員の皆さん方で、一応2の2でいくということで、確認させていただきます。再度、確認させていただきます。組合長から指導を受けた2名については、失格とする。そして、副組合長から指導を受けた6名については、一度合格を取り消して、そのうち1名はヒアリングを拒否していますので、その方には必ずヒアリングを受けることを条件にということになります。再チャレンジをさせる。そして、9名については、合格のままとする。そして再選考する際には、30点の部分に関して試験という形で実施をする。実施をした上で、その点数と元々あった点数を加算して順位づけのために使う。もし、不合格だった方があがってきた場合には、面接を実施する。そして場所決めの際には、2の2の案で行う。こういうことでよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(委員長)

はい。それでは、そういう方向で進めさせていただきます。進めていく際に試験をやるということになりますと、いくつか確認しておかなければならないことがあります。事務局からお願いいたします。

(事務局)

はい。それでは、只今、お配りしました再選考の場合の流れについて、ご説明いたします。先程、天神地区の公募に係る再選考の案の2の2の方向性が決定されました。再選考の具体的な方法につきましては、委員の皆さまの議論の中で1つ1つ確認をしながら、決定をしていただきたいと思います。確認事項をいくつか記載しておりますが、まず、選定方法はどうか。今、1次審査は、テストという考え方が示されましたが、

2次審査はどうするかを決めていただきたいと思います。2つ目は、1次審査の範囲及び内容ですが、副組合長の指導を受けた審査項目、法令遵守事項等の一部の100点中の30点ということで範囲が示されました。他にも審査の範囲や内容についてもお考えをまとめていただきたいと存じます。3の再選考の対象者につきましては、先程、天神地区の商業地域エリアに既に応募している方に限り、失格とされた方、それから、11月1日の応募時点で税滞納、税未申告があった方、元組合長から指導を受けて失格となられた方、この方たちについては除くということで記されていることを、もう一回確認をお願いいたします。

それから、副組合長から指導を受けた6名のうちヒアリングを拒否している方の取り扱いにつきましても、先程ご議論いただきヒアリングが条件ということでしたので、それを含めて再確認をお願いしたいと思います。

4の選考審査及び決定の手順につきましては、1次通過者の決定あるいは、2次審査、面接をどうされるのか。それから、最終候補者及び順位の決定に際して、全て選定委員会でされるのか、それとも審査部会でされるのか。また審査部会に任せる場合、メンバーは誰にするのか。それについてもお考えをまとめていただきたいと思います。

その他としまして、1次審査の内容によりまして、再選考の募集に際して事前研修が必要かどうか等につきましても、色々とお考えを聞きたいと存じます。

なお、再選考の方法が決まりましたら、速やかに手続きを進めた場合の今後のスケジュールを記載しております。まず、3月中旬を目標に1次審査を実施、1次審査通過者決定、その後、2次審査、面接審査等を実施。3月下旬を目標に屋台選定委員会において、最終候補者及びその順位を決定し、営業場所選択会、営業候補者を決定し、4月からの営業開始を目指したいと考えております。以上でございます。

(委員長)

はい。もう一度、1から5までありますけれど、確認をさせていただきます。今のところ、1次審査については、30点の部分に関する試験という形で実施する。2次審査というのは、これまで通り、面接という形で対応させていただいて、天神地区の場合には、審査表に基づいて、増減をして評価をするという形で進めさせていただければと思っております。審査に関しては、法令遵守に関する30点部分について試験を作成するという形で進めさせていただきたいと思います。

そこで実際に試験問題をどうするのかということができますので、この中のメンバーを見ますと、が最も適任者だと今のところ考えており、試験問題に関する監修をお願いしたいと思っているのですが、それではよろしいか確認をお願いしたいと思います。

それから、再選考の対象ですが、失格者は外すということで進めさせていただきたいということ。それから、ヒアリングを拒否している方については必ずヒアリングを受けて、そうでなければ資格を失うという形で進めさせていただきたいと思います。

それから、選考の審査ですが、皆さんに集まっていたきながらやると作業も非常に煩雑で大変だと思います。現在のところ、審査部会のメンバーが何か不正を起こしてということであれば、当然、別のことを考えなければならないと思いますが、これまでの経緯、あるいは一人一人の状況というのは、審査をした3名が一番分かっていると思います。その3名で審査部会を実施し、審査、テストのチェック、それから上位者の面接を行い、最終結果を皆さん方にお諮りする。そして、2次審査が終わった段階で選定委員会に諮って皆さんに判断を仰ぐ。こういう段取りでよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(委員長)

では、そういう形で進めさせていただきます。

(委員)

審査部会の3名の方について、かなりプレッシャーがかかるお仕事だと思います。大変だろうという思いがありますけど、できればやっていただきたいと思います。是非、頑張ってくださいと思います。

(委員)

ちょっと、いいですか。新聞報道の中の一部に店に来て自分の営業している姿を見てくれなかったという声がありますよね。私は試験でもいいけれど、実際一定期間やらせてみることによって、ある種一番正確かなと。良い答案を書いても実際の営業をその通りやっているかどうか分かりませんですし。

(委員長)

ただ、今回、問題になった組合長が直接指導をした2名、確かに文章は、しっかり書かれていた。それは当然指導が入っていたからです。面接した時、これは本人が書いていないということが分かりました。しかも問題だったのは、汚水を無意識に流していた訳です。それを悪いと思っていない。そういう実態が分かってきたんです。やはりルールはしっかり理解しておいていただかないと、美味しいだけでは、地域住民は、うんと言わないでしょうということです。それと、最初に申し上げたんですけれど、今回は、名義貸しの屋台の方を救うというのが目的ではありません。そうではなくて、一旦清算した上で、新たに募集するというのが今回の趣旨です。そうしますと、実績といわれても、本当はない状態で議論しないといけないのに、今あるから見てくれと言われるのも筋が通らない。なので、我々が判断できることは、文章で内容をしっかり確認することによって、やっていただいて、ダメだと思えば辞められる訳です。そうすると再度公募をかけられるということになってきますので、新陳代謝が早くなるだけかも分かりませんが、チャレンジをしていただく場を守るというのが、この委員会としては、一番大事なことかなと思っています。

(委員)



委員長、いいですか。

(委員長)

はい。どうぞ。

(委員)

先程、おっしゃった議論の中をまとめて、ご提案いただいたことに私も基本的には、賛成いたしますが、一点だけ、30点という根拠。審査項目の30点分というところを確認したい。資料の中のどこの部分に該当するのかということを理解させていただきたい。そこに限定する根拠をあわせて教えていただきたい。

(事務局)

資料の2の2というのがありまして、そこに組合長、副組合長に指導されたところを記載しています。

(委員長)

資料の2の12に、具体的な内容が書かれているものがあります。表とあわせて確認していただいた方が良いと思います。

(事務局)

組合長、副組合長が作った記載例が資料の2の10、11でございます。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

はい。これが、条例と規則に関することが大半です。

## (5) 情報公開について（非公開）

(委員長)

それでは、再選考の流れも確認していただきました。最後になるかと思いますが、情報公開について事務局からご説明お願いいたします。

(事務局)

それでは、議事の情報公開についてご説明いたします。資料の7をご覧ください。

情報公開に関しましては、前回の第4回屋台選定委員会での、市民や応募者の疑念を払拭させるためにも積極的な情報開示をしていくというご意見を踏まえまして、今後の公開方針のとおり、今回の屋台公募選考に関して説明責任をしっかりと果たしていきたいと考えております。具体的には、審査方法、審査項目、配点表につきましては、これまで非公開としてきましたが、今後は、公開へ移行してまいります。また、個別の応募者の評価に関する情報につきましては、これまでは、マスコミや一般に対して、非公開、本人に対しては、大枠の評点を除き非開示としておりましたが、今後は、本人に対しては、細目の評点、講評なども開示へと拡大してまいります。

公開範囲の拡大に関しましては、これまでは情報公開すると、どのようにすれば評価が高くなるか等、情報を得たものと得なかったものと差が生じるという理由で、受験者の能力に係る正確な事実の把握が困難となるなど、屋台選定に支障が生じるおそれがあるとの理由で非公開としておりましたが、今回、屋台の選定に対する複数の不適切事案が発生し、その選考過程に関する説明責任がより一層求められているところであり、選定委員会のご意見も踏まえまして、このような公開方針とさせていただきます。

既に公開を実施した請求者に対しましては、公開範囲を拡大した文書について、情報提供をまいります。

実施時期につきまして、審査方法等の情報は、再選考の開始日から実施いたします。また、候補者の評価に関する開示は、再選考を実施する商業地域エリアをまず優先して、再選考開始日から実施いたします。観光スポットエリアについても、準備でき次第、実施したいと考えております。

次のページ以降に公開した場合のサンプル資料をつけています。1枚目は、第1回選定委員会の資料にもありますが、この資料では、右上の審査部会の委員名と役職を非公開として、2枚目から5枚目までは、第5回、今回の選定委員会の資料の一部になりますが、記載例との類似箇所の部分を公開としておりますが、類似性の無い応募者独自の記載事項については、個人情報として非公開とします。

7枚目以降につきましては、第1回及び第2回選定委員会の議事録を付けております。議事録につきましては、既に作成をし、市のホームページに第1回議事録を掲載しております。第1回議事録は1ページから30ページまでございますが、現在は、個人情報や審査内容に関する部分、審査部会に関する部分を非公開としており、グレーの網掛けで表示しております。ただ今後は、赤字の網掛け部分のみ、具体的には、例えば11ページ、13ページ、17ページには、名義貸し屋台の数に関する記述がございます。19ページには、屋台の年間売上額に関する記述がございます。23ページの箇所には、審査部会の委員に関する記述がございますので、こういった部分については非公開とし、新たに青字で網掛けしている部分、ここを公開として、公開範囲を拡大させていただきたいと考えております。第2回議事録につきましても同じように審査部会に関する記述、そういった部分につきましては、従来通り、非公開とさせていただきます。そうでない情報につきましては、公開ということで拡大してまいりたいと考えています。今後の情報公開につきましては、以上でございます。

(委員長)

はい。委員の先生方に議事録の内容について、後でそれぞれご確認していただかないといけませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、その他という形になるかと思ひますが、観光スポットエリアについての状況を含めて、確認させていただきます。観光スポットエリアについても違反などが

ないかどうか、私たちが前回の委員会でやったような宣誓書を作成しまして、サインをしていただくということを実行したいと思っています。最初にお話ししましたように観光スポットエリアについては、問題が出ていないということで、このまま進めさせていただきます。ただし、何か問題が発生したとしたら、もう一度こういう委員会をしなければいけないかなと思いますが、ないことを祈っております。そういう方向で進めさせていただきます。

それから、4月の営業開始に向けて準備をしていただかないといけないということがあります。その意味では、申請手続き等の案内を逐次行っていくということがこれから求められますので、問題なしということで進めさせていただいております。

それから、今回決めたことを答申という形で市の方にお渡しする形になるかと思えます。答申文については、審議していると大変ですので、今日決めた内容について、私の方でまとめさせていただいて、市長にお渡ししたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(委員長)

ありがとうございます。こちらが用意していた案件は、ここまでだと思いますが、何かありますか。

(事務局)

先程、委員長の方から議事録について、ご確認をとということがございましたが、第3回の議事録につきましては、現在作成中です。これにつきましては、第3回というインデックスを付けたところに議事録をつけております。改めて、発言された委員の皆さまにご確認をいただければと思います。もしよろしければ少しお時間をいただいて、この場で発言内容をご確認させていただいて、修正等のチェックをお願いできればと思っております。発言された委員の皆さまにつきましては、発言の部分を〇〇委員と書いてあるところにピンク色の蛍光ペンで印を付けております。申し訳ございませんが、チェックをよろしくお願ひしたいと思っております。

(委員長)

委員会を終了した上で、確認していただいた方がいいかと思えます。最終的には、ある程度、議事録も公開されていくというところがありますので、これは、ちょっと難しいというところがあれば、ご指摘しておいていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思えます。

委員会としては、これで終了させていただきたいと思えます。どうも、ありがとうございました。

(各委員)

ありがとうございました。

